



発行 東京都

項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和八年一月七日

東京都知事 小池百合子

三 施行地区
中央区晴海五丁目地内

四 第一種市街地再開発事業の名称
中央区晴海五丁目地内

五

六

七

八

九

十

十一

十二

十三

十四

十五

十六

十七

十八

十九

二十

二十一

二十二

二十三

二十四

二十五

二十六

二十七

二十八

二十九

三十

三十一

三十二

三十三

三十四

三十五

三十六

三十七

三十八

三十九

四十

四十一

四十二

四十三

四十四

四十五

四十六

四十七

四十八

四十九

五十

五十一

五十二

五十三

五十四

五十五

五十六

五十七

五十八

五十九

六十

六十一

六十二

六十三

六十四

六十五

六十六

六十七

六十八

六十九

七十

七十一

七十二

七十三

七十四

七十五

七十六

七十七

七十八

七十九

八十

八十一

八十二

八十三

八十四

八十五

八十六

八十七

八十八

八十九

九十

九十一

九十二

九十三

九十四

九十五

九十六

九十七

九十八

九十九

一百

一百零一

一百零二

一百零三

一百零四

一百零五

一百零六

一百零七

一百零八

一百零九

一百零十

一百零一

一百零二

一百零三

一百零四

一百零五

一百零六

一百零七

一百零八

一百零九

一百零十

一百零一

一百零二

一百零三

一百零四

一百零五

一百零六

一百零七

一百零八

一百零九

一百零十

一百零一

一百零二

一百零三

一百零四

一百零五

一百零六

一百零七

一百零八

一百零九

一百零十

一百零一

一百零二

一百零三

一百零四

一百零五

一百零六

一百零七

一百零八

一百零九

一百零十

一百零一

一百零二

一百零三

一百零四

一百零五

一百零六

一百零七

一百零八

一百零九

一百零十

一百零一

一百零二

一百零三

一百零四

一百零五

一百零六

一百零七

一百零八

一百零九

一百零十

一百零一

一百零二

一百零三

一百零四

一百零五

一百零六

一百零七

一百零八

一百零九

一百零十

一百零一

一百零二

一百零三

一百零四

一百零五

一百零六

一百零七

一百零八

一百零九

一百零十

一百零一

一百零二

一百零三

一百零四

一百零五

一百零六

一百零七

一百零八

一百零九

一百零十

一百零一

一百零二

一百零三

一百零四

一百零五

一百零六

一百零七

一百零八

一百零九

一百零十

一百零一

一百零二

一百零三

一百零四

一百零五

一百零六

一百零七

一百零八

一百零九

一百零十

一百零一

一百零二

一百零三

一百零四

一百零五

一百零六

一百零七

一百零八

一百零九

一百零十

一百零一

一百零二

一百零三

一百零四

一百零五

一百零六

一百零七

一百零八

一百零九

一百零十

一百零一

一百零二

一百零三

一百零四

一百零五

一百零六

一百零七

一百零八

一百零九

一百零十

一百零一

一百零二

一百零三

一百零四

一百零五

一百零六

一百零七

一百零八

一百零九

一百零十

一百零一

一百零二

一百零三

一百零四

一百零五

一百零六

一百零七

一百零八

一百零九

一百零十

一百零一

一百零二

一百零三

一百零四

一百零五

一百零六

一百零七

一百零八

一百零九

一百零十

一百零一

一百零二

一百零三

一百零四

一百零五

一百零六

一百零七

一百零八

一百零九

一百零十

一百零一

一百零二

一百零三

一百零四

一百零五

一百零六

一百零七

一百零八

一百零九

一百零十

一百零一

一百零二

一百零三

一百零四

一百零五

一百零六

一百零七

一百零八

一百零九

一百零十

一百零一

一百零二

一百零三

一百零四

一百零五

一百零六

一百零七

一百零八

一百零九

一百零十

一百零一

一百零二

一百零三

一百零四

一百零五

一百零六

一百零七

一百零八

一百零九

一百零十

一百零一

一百零二

一百零三

一百零四

一百零五

一百零六

一百零七

一百零八

一百零九

一百零十

一百零一

一百零二

一百零三

一百零四

一百零五

◎東京都告示第十号

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号。以下「条例」という。）第四十八条の規定に基づき、（仮称）京王重機整備北野工場建替計画について、環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）及びその概要の提出があり、条例第四十九条第一項の規定に基づき、事業段階関係地域を定めたので、条例第五十二条の規定により、次のとおり告示する。

令和八年一月七日

東京都知事 小池百合子

一 事業段階関係地域の範囲

八王子市 長沼町、北野町、打越町及び大和田町一丁目

日野市 西平山二丁目、西平山三丁目、西平山四丁目及び西平山五丁目の区域

日野市 西平山二丁目、西平山三丁目、西平山四丁

目及び西平山五丁目の区域

地

二 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在

京王重機整備株式会社

代表取締役社長 寺田 雄一郎

渋谷区笹塚一丁目四十七番一号

三 対象事業の名称及び種類

（仮称）京王重機整備北野工場建替計画

四 対象事業の内容の概略

対象事業は、八王子市長沼町に位置する京王重機整備株式会社の北野工場（鉄道車両の整備、保守、改造工事の工場）において、既存の当社工場及び同一敷地内にあ

り他所へ移転する東京特殊車体株式会社の工場（特殊車両製造工場）を解体し、当社のみの新たな工場棟（第一工場、第二工場）を建設するものである。

事業者は、大気汚染、悪臭、騒音・振動、土壤汚染、地盤、水循環、日影、景観、自然との触れ合い活動の場、廃棄物及び温室効果ガスについて評価を行い、その結論は別記のとおりである。

五 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要

事業者は、大気汚染、悪臭、騒音・振動、土壤汚染、

廃棄物及び温室効果ガスについて評価を行い、その結論は別記のとおりである。

六 評価書案の縦覧

(一) 期間
令和八年一月七日から同年二月五日まで。ただし、

日曜日、土曜日及び国民の祝日にに関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

(二) 時間
午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所
ア 八王子市環境部環境保全課
イ 日野市環境共生部環境政策課
ウ 東京都環境局総務部環境政策課

郵便番号一六三一八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八番一号
八番一号
ア 持参又は郵送
イ 電子申請サービス
ウ 東京都環境局ホームページに掲載する。
ホームページアドレス
https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/assessment/reading_guide/

(四) 提出先
ア 持参又は郵送
イ 対象事業の名称
ウ 環境の保全の見地からの意見
エ 提出期限
令和八年二月二十日

(二) 記載事項
ア 氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地）
イ 対象事業の名称
ウ 環境の保全の見地からの意見
エ 提出期限
持參、郵送又は電子申請サービス

(一) 提出方法
七 都民の意見書の提出
エ 東京都多摩環境事務所管理課
立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎三階
舍十九階

別記(原文のまま記載)

環境に及ぼす影響の評価の結論

対象事業の実施が環境に及ぼす影響について、事業計画の内容や計画地及び周辺地域の状況を考慮した上で環境影響評価の項目を選定し、現況調査並びに予測・評価を行った。環境に及ぼす影響の評価の結論は、表1(1)～(7)に示すとおりである。

表1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
1. 大気汚染	(1)工事の施行中 建設機械の稼働に伴う大気質(二酸化窒素及び浮遊粒子状物質) 二酸化窒素の将来予測濃度(日平均値の年間98%値)は、ピーク時が0.03279ppmであり、「日平均値の年間98%値が0.04ppmから0.06ppmのノーン内またはそれ以下」とする評価の指標を満足する。将来予測濃度(年平均値)に対する建設機械の稼働による寄与率は49.1%である。 浮遊粒子状物質の将来予測濃度(日平均値の2%除外値)は、ピーク時が0.02593mg/m ³ であり、「日平均値の2%除外値が0.10mg/m ³ 以下」とする評価の指標を満足する。将来予測濃度(年平均値)に対する建設機械の稼働による寄与率は6.4%である。
2. 工事用車両の走行に伴う道路交通騒音・振動	(2)工事用車両の走行に伴う大気質(二酸化窒素及び浮遊粒子状物質) 二酸化窒素の将来予測濃度(日平均値の年間98%値)は、0.0230932～0.0239878ppmであり、全ての地点で「日平均値の年間98%値が0.04ppmから0.06ppmのノーン内又はそれ以下」とする評価の指標を満足する。将来予測濃度(年平均値)に対する工事用車両による寄与率は0.11～1.25%である。 浮遊粒子状物質の将来予測濃度(日平均値の2%除外値)は、0.0230851～0.023141mg/m ³ であり、全ての地点で「日平均値の2%除外値が0.10mg/m ³ 以下」とする評価の指標を満足する。将来予測濃度(年平均値)に対する工事用車両による寄与率は0.01未満～0.01%である。
3. 騒音・振動	(1)工事の施行中 建設機械の稼働に伴う建設作業騒音・振動 建設機械からの騒音レベル(L_{Ae})の最大値は、地上1.2mでは、I期工事ピーク時が71dB、II期工事ピーク時が68dB、III・IV期工事ピーク時が70dBと予測し、評価の指標に適合する。 建設機械からの振動レベル(L_{10})の最大値は、I期工事ピーク時が66dB、II期工事ピーク時が62dB、III・IV期工事ピーク時が64dBと予測し、評価の指標に適合する。
4. 土壤汚染	(1)工事の施行中 汚染のおそれのある土壤の掘削・移動等に伴う影響の内容及び程度 計画地内には工場等の建物が立地しており、「土壤汚染対策法」及び「環境確保条例」に規定する有害物質は現在取り扱っていないが、過去にはジクロロメタンを2011年(平成23年)頃まで冷房工場・車輪工場・工作工場で塗料剥離剤として使用していた。また、ふつ素を2018年(平成30年)頃まで冷房工場内の洗浄ブースで洗浄剤として使用していた。さらに、2018年(平成30年)の土壤汚染状況調査において、鉛及びその化合物(溶出量)の汚染土壤処理基準の超過が確認されたため、汚染拡散防止措置(掘削除去)を行った。 これらの結果を踏まえ、本事業では「土壤汚染対策法」及び「環境確保条例」に基づき、工事着工前までに土壤汚染状況調査等を実施する。また、土壤汚染が確認された場合には、工事着工後の掘削除去等の対策工事の実施にあたって、場内で散水やシート養生等の飛散防止措置を行い、土壤を場外へ搬出する場合には、場内にて運搬車両のダイヤ洗浄を行いう等、関係法令に基づき適切な拡散防止措置や対策を講じていく計画である。 以上により、汚染のおそれのある土壤の掘削・移動等に伴う新たな地域の土壤への影響はないものと予測する。 したがって、「新たな地域に土壤汚染を拡散させないこと」とする評価の指標に適合するものと考える。
5. 惹起	(1)工事の完了後 施設の稼働に伴う臭気の程度 既存施設の敷地境界における臭気指数の現地調査結果は、計画地敷地境界4地点において12以下であり、悪臭防止法に定める規制基準(臭気指数13)を下回っていた。また、確認された臭質は「草木臭」であり、塗装等の作業による臭いは確認されなかった。 計画施設においては、業務規模の増大(最大で200%程度)により塗装等の作業も増大することが想定されるが、建屋内の塗装ペース(第1工場北側、東側、南側の3ヶ所)で行い、発生する臭気を現地施設と同等以上の性能のフィルター(年2回以上、適切なタイミングで交換)するとして軽減し、作業場毎に排気ダクト(高さ約15m)から局所排気を基本とすることで悪臭を防止する。 さらには、塗装等を行う作業場では、維持管理計画に基づき設備機器の点検を定期的に行い、整備不良による悪臭の増加を防止するほか、排水処理施設の最新の設備への更新、排水管等の適宜清掃の実施により汚泥の滞留をなくす等の悪臭防止対策を講じる。 したがって、施設の稼働に伴う臭気の程度は現状と同程度であり、「臭気指数13以下」とする評価の指標に適合するものと考える。

表1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
3. 騒音・振動	(1)工事の施行中 建設機械の稼働に伴う建設作業騒音・振動 建設機械からの騒音レベル(L_{Ae})の最大値は、地上1.2mでは、I期工事ピーク時が71dB、II期工事ピーク時が68dB、III・IV期工事ピーク時が70dBと予測し、評価の指標に適合する。 建設機械からの振動レベル(L_{10})の最大値は、I期工事ピーク時が66dB、II期工事ピーク時が62dB、III・IV期工事ピーク時が64dBと予測し、評価の指標に適合する。

表 1(3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

5. 地盤

(1) 工事の施行中

① 挖削工事に伴う地盤の変形の範囲及び程度

本事業では、地下室等の大規模な地下構造物は設置しないことから、地下構造部分の基礎底(掘削深度)は、第1工場棟及び第2工場棟とも最大深度G.L.-約-3mの計画である。際しては、地盤の変形を防ぐため、第1工場棟及び第2工場棟とも山留壁を構築し、地盤を安定させる計画である。以上により、掘削工事に伴い地盤の変形が生じる可能性は小さいものと予測した。したがって、「地盤沈下又は地盤の変形により周辺の建築物等に影響を及ぼさない」とする評価の指標に適合するものと考える。

② 挖削工事に伴う地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下の範囲及び程度

ボーリング調査結果(現地調査)によると、計画地内の地層は表層部の埋土(表土)以深は深度G.L.-10mまで砂礫が主体である。また、No.2地点では砂質シルトやシルト混じり細砂、No.3地点では砂質シルトが挟在している。地下水位は、G.L.-2.33~-3.45mの範囲で推移している。

本事業の掘削は、第1工場棟及び第2工場棟とも最大深度G.L.-約-3mである。豊水期等において計画地内の地下水の第一帶水層に到達する可能性がある。本事業では、掘削工事に先立ち山留壁を構築し、掘削工事時に地下水が湧出してきた場合には、状況に応じて濾水処理を講じることにより、掘削部分への地下水流入を防止する。

また、既存資料によると、計画地及び周辺には地下水(第一帶水層)が存在する砂礫層や砂層をもって広く分布しており、それに對して本事業での掘削範囲や山留壁の設置箇所は局所的であることから、地下水は掘削範囲を迂回して流れ、以上により、掘削工事に伴う地下水の水位及び流況の変化は小さく、地盤沈下が生じる可能性は小さいものと予測した。

さらに、設置した観測井により地下水位の変動を確認し、適宜、敷地境界で地盤変動量の測定を行い、異常があった場合には適切に対処する。したがって、「地盤沈下又は地盤の変形により周辺の建築物等に影響を及ぼさない」とする評価の指標に適合するものと考える。

(2) 工事の完了後

① 地下構造物の存在に伴う地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下の範囲及び程度

ボーリング調査結果(現地調査)によると、計画地内の地層は表層部の埋土(表土)以深は深度G.L.-10mまで砂礫が主体である。また、No.2地点では砂質シルトやシルト混じり細砂、No.3地点では砂質シルトが挟在している。地下水位は、G.L.-2.33~-3.45mの範囲で推移している。

本事業の地下構造部分の基礎底は、第1工場棟及び第2工場棟とも最大深度G.L.-約-3mである。しかし、既存資料によると、計画地及び周辺には地下水(第一帶水層)が存在する砂礫層や砂層が層厚をもって広く分布しており、それに對して地下構造物は局所的であることから、地下水は地下構造物を迂回して流れると考えられ、地下水の流況を妨げるものではないと考える。さらに、計画地内において緑地を確保し、地下水の涵養を図るものとする。

以上により、地下構造物の存在に伴う地下水の水位及び流況の変化は小さいと予測した。さらに、設置した観測井により地下水位の変動を確認し、異常があった場合には適切に対処する。したがって、「地下水の水位及び流況に著しい影響を及ぼさないこと」とする評価の指標に適合するものと考える。

表 1(4) 環境に及ぼす影響の評価の結論

6. 水循環

(1) 工事の施行中

① 挖削工事に伴う地下水の水位及び流況の変化の程度

ボーリング調査結果(現地調査)によると、計画地内の地層は表層部の埋土(表土)以深は深度G.L.-10mまで砂礫が主体である。また、No.2地点では砂質シルトやシルト混じり細砂、No.3地点では砂質シルトが挟在している。地下水位は、G.L.-2.33~-3.45mの範囲で推移している。

本事業の掘削は、第1工場棟及び第2工場棟とも最大深度G.L.-約-3mである。豊水期等において計画地内の地下水の第一帶水層に到達する可能性がある。本事業では、掘削工事に先立ち山留壁を構築し、掘削工事時に地下水が湧出きた場合には、状況に応じて濾水処理を講じることにより、掘削部分への地下水流入を防止する。

また、既存資料によると、計画地及び周辺には地下水(第一帶水層)が存在する砂礫層や砂層が層厚をもって広く分布しており、それに對して本事業での掘削範囲や山留壁の設置箇所は局所的であることから、地下水は掘削範囲を迂回して流れ、周辺の地下水の水位及び流況に与える影響は小さいものと考える。

以上により、掘削工事に伴う地下水の水位及び流況の変化は小さいものと予測した。

さらに、設置した観測井により地下水位の変動を確認し、異常があった場合には適切に対処する。したがって、「地下水の水位及び流況に著しい影響を及ぼさないこと」とする評価の指標に適合するものと考える。

(2) 工事の完了後

① 地下構造物の存在に伴う地下水の水位及び流況の変化の程度

ボーリング調査結果(現地調査)によると、計画地内の地層は表層部の埋土(表土)以深は深度G.L.-10mまで砂礫が主体である。また、No.2地点では砂質シルトやシルト混じり細砂、No.3地点では砂質シルトが挟在している。地下水位は、G.L.-2.33~-3.45mの範囲で推移している。

本事業の地下構造部分の基礎底は、第1工場棟及び第2工場棟とも最大深度G.L.-約-3mである。しかし、既存資料によると、計画地及び周辺には地下水(第一帶水層)が存在する砂礫層や砂層が層厚をもって広く分布しており、それに對して地下構造物は局所的であることから、地下水は地下構造物を迂回して流れると考えられ、地下水の流況を妨げるものではないと考える。さらに、計画地内において緑地を確保し、地下水の涵養を図るものとする。

以上により、地下構造物の存在に伴う地下水の水位及び流況の変化は小さいと予測した。さらに、設置した観測井により地下水位の変動を確認し、異常があった場合には適切に対処する。したがって、「地下水の水位及び流況に著しい影響を及ぼさないこと」とする評価の指標に適合するものと考える。

② 土地の改変に伴う表面流出量の変化の程度

計画地全体の表面流出量は、現況が約2,188m³/h、工事の完了後が約2,089m³/hであり、現況より緑地が増加することにより表面流出量は減少するヒューレット。本事業においては、計画地内での雨水流出抑制施設(雨水浸透ますや浸透トレーラー)の設置により地下浸透を促し、緑地やこれらの施設を適切に管理することにより、雨水浸透機能の維持を図る計画である。

したがって、「表面流出量に著しい影響を及ぼさないこと」とする評価の指標に適合するものと考える。

東京都公報

表 1(5) 環境に及ぼす影響の評価の結論
評価の結論

項目	評価の結論
7. 日影	<p>(1)工事の完了後</p> <p>①冬至日における日影の範囲、日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度</p> <p>冬至日の8時～16時(真太陽時)に計画建築物等により日影が及ぶ範囲は、計画地北西側の集合住宅や北側隣接地の事業所内及び敷地境界から約70m離れた八王子市幹線1級6号線沿道付近(8時)から計画地東側浅川付近(16時)までである。</p> <p>本事業の実施後、主に計画地敷地境界の北西～北側の一部にかけて日影が発生し、計画地の北側隣接地の事業所内及び北側の八王子市幹線1級6号線沿道付近から計画地東側浅川付近へ及ぶと予測するが、1～5時間の日影は概ね計画地西側の由井251号線、北側隣接地の事業所内及び東側浅川付近に取り、概ね現況と同程度であると予測した。</p> <p>日影規制の基準との比較については、計画地南西側～南東側に平均地盤面+4.0mにおける規制がかかる地域で、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域等による1時間以上の日影はかからないことから、評価の指標とした「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」に基づく日影規制の基準を満足すると考える。</p>
8. 景観	<p>(1)工事の完了後</p> <p>①主要な景観構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度</p> <p>計画地及びその周辺は、戸建て住宅や集合住宅、工場・事業場等の建築物のほか、水辺や緑地の樹林、畑などが分布している。計画地の西側は、戸建て住宅や工場・事業場等の建築物が多く分布している。北側は商業施設や公園が分布しており、また、幹線道路である八王子市幹線1級6号線、八王子市幹線1級23号線が通っている。東側は一級河川の浅川が流れしており、戸建て住宅や畑などが多く分布している。南側は集合住宅や公園が分布しており、由井251号線などの生活道路が通っている。浅川の支流である一級河川の湯殿川が流れしており、さらにその南側には、京王線長沼駅がある。計画地及び周辺の地域全体の現況の景観特性としては、住宅や事業場等の市街地と河川や畑等の自然環境が混在して分布する地域景観を呈している。</p> <p>計画地に形成されている現況の主要な景観構成要素は、敷地境界沿いに配置された樹木、本事業で廃置する建築物(施設物置場、給水施設等)、本事業で解体する北側に位置する既存建築物(本工場、第一塗装製作所、第二塗装製作所)及び南側に位置する既存建築物(台車工場、工作工場、車輪工場等)である。</p> <p>工事の完了後の主要な景観構成要素として、北側の既存建築物の跡地に第1工場、新屋内貯蔵所及び新排水処理施設が、南側の既存建築物の跡地に第2工場が、西側に駐車場が新設されることとなるが、既存工場における外周の高木(サクラ)を可能な限り残し、新たに中木や低木をバランス良く配置することにより、計画地周辺地域の住宅、工場・事業場等の市街地や水辺、畑との調和に配慮した地域景観が創出されるものと予測した。</p> <p>また、計画地の西側、南側及び東側の敷地境界付近に新設されることにより、新たな緑の創出を図ること、計画建築物の色彩が周囲の既存建築物との調和を図ることの環境保全のための措置を講じていく計画である。</p> <p>以上のことから、「周辺環境との調和を図ること」とする評価の指標に適合するものと考える。</p>

表 1(6) 環境に及ぼす影響の評価の結論
評価の結論

項目	評価の結論
8. 景観	<p>②代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度</p> <p>工事の完了後は、計画地近傍では第1工場、第2工場等の立地により眺望が変化する地点があるものの、周辺の建築物と一体化したスカイラインの頭頂部を形成することで眺望の変化の低減を図る。</p> <p>したがって、計画地近傍については眺望に著しい変化は及ばず、その他の計画建築物が眺望できる地点については、周辺の建築物や樹木の背後になるため、眺望の変化は小さいものと予測した。</p> <p>また、計画地の西側、南側及び東側の敷地境界付近には、新設緑地を設け、新たな緑の創出を図ることや、計画建築物の色彩は、周囲の既存建築物との調和を図る計画とする等の環境保全のための措置を講じていく。</p> <p>以上のことから、「眺望に著しい影響を与えないこと」とする評価の指標に適合するものと考える。</p> <p>(1)工事の施行中の影響の程度</p> <p>①工事用車両の走行に伴う自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響</p> <p>計画地の北側に位置する北野公園については、本事業に伴う直接的な改変はないが、工事用車両の主要な走行経路と交差する場所があることから、利用経路への影響が考えられる。</p> <p>計画地の南側に位置する向河原公園については、本事業に伴う直接的な改変はないが、自然との触れ合い活動の場までの利用経路において道路を横断するような場所には、工事用車両の走行経路と交差する場所があることから、そのような場合には、工事用車両の主要な走行経路と交差する場所があることから、利用経路への影響が考えられる。</p> <p>計画地の北側に位置する向河原公園においては、本事業に伴う直接的な改変はないが、自然との觸れ合い活動の場までの利用経路において道路を横断するような場所には、工事用車両の走行経路において道路を横断するような場所があることから、利用経路への影響が考えられる。</p> <p>計画地の北側に位置する北野公園においては、北野公園の堤防上を通っており、直接利用経路への影響は考えられないが、堤防から降りてくる歩行者などが影響が考えられる。</p> <p>これらを踏まえ、本事業の実施にあたっては、工事用車両(大型車)は、道路幅員が広く、信号付きの横断歩道や、幅の広いマウントアップされた歩道が整備されている八王子市幹線1級6号線及び八王子市幹線1級23号線を主導線とするよう調整して、影響を極力低減する計画とする。さらに、工事用車両の走行にあたっては歩行者・自転車に十分注意する等の環境保全のための措置を実施することがから、自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響は低減されるものと予測した。したがって、「自然との触れ合い活動の場までの利用経路に対し、著しい影響を及ぼさないこと」とする評価の指標に適合するものと考える。</p>

表1(7) 環境に及ぼす影響の評価の結論
評価の結論

項目	(1)工事の施行中 評価の結論
10. 廃棄物	<p>(1)工事の施行中</p> <p>①解体・撤去、建設工事等に伴う廃棄物及び建設発生土の種類ごとの排出量、再利用・再資源化量及び処理・処分の方法</p> <p>撤去建造物の解体・撤去に伴う廃棄物の総排出量は22,026t、再資源化量は21,760t(再資源化率99%)、建設工事に伴う廃棄物の総排出量は717t、再資源化量は701t(再資源化率98%)と予測した。これらの廃棄物については、「廃棄物処理法」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」等に基づき廃棄物の発生抑制及び分別の徹底を図るとともに、処理・処分の許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託して可能な限り再資源化に努める。再資源化が困難なものは適正に処理・処分する。</p> <p>建設工事に伴う建設発生土の排出量は19,613m³、有効利用率は88%と予測した。建設発生土は、再処理工場にて埋戻し材や盛土材、セメント系製品の原料などとして再生利用する。再生利用または工事間利用が困難と判断された場合は、「建設副産物適正処理推進要綱」(国土交通省)等に基づき、処分地を指定して適正に処理・処分する。</p> <p>解体工事に伴う特別管理廃棄物等のうち、アスベストの排出量は約176m³、フロン類を使用した製品から回収するハイドロクロロオロカーボンは約27kg、ハイドロフルオロカーボンは約255kgと予測した。特別管理廃棄物等については、「建築物の解体等に係る石綿(アスベスト)飛散防止対策マニュアル」(令和4年3月、東京都環境局)及び「フロン類の使用」飛散防止対策マニュアル」(令和4年3月、東京都環境局)及び「建設工事の合理化及び管理の適正化に関する法律」に基づき、施工の着手に先立ち現地調査を実施し、「廃棄物処理法」に基づき適正に処理・処分する。</p> <p>したがって、「循環型社会形成推進基本法」等に定める事業者の責務を果たすこと、かつ、「東京都建設リサイクル推進計画」に示される達成基準値等を満足することとする評価の指標に適合するものと考える。</p> <p>(2)工事の完了後</p> <p>①施設の稼働に伴う廃棄物の種類ごとの排出量、再利用・再資源化量及び処理・処分の方法</p> <p>施設の稼働に伴う廃棄物の総排出量は132t/年、再資源化量は132t/年(再資源化率100%)と予測した。これらの廃棄物については、「廃棄物処理法」等に基づき廃棄物の発生抑制及び分別の徹底を図るとともに、処理・処分の許可を受けた廃棄物処理業者に委託して全量の再資源化に努め、適正に処理・処分する。</p> <p>したがって、「循環型社会形成推進基本法」等に定める事業者の責務を果たすこととする評価の指標に適合するものと考える。</p>
11. 温室効果ガス	<p>(1)工事の完了後</p> <p>①施設の稼働に伴う温室内効果ガスの排出量又はエネルギーの使用量の程度及びそれらの削減の程度</p> <p>計画建築物の温室内効果ガス排出量は595 t-CO₂/年、基準建築物と比較して、温室効果ガス削減量は43t-CO₂/年、削減の程度は約76%と予測した。</p> <p>計画建築物においては、再生可能エネルギーへの転換を促進するため、計画建築物の屋上に太陽光発電設備を整備することに加え、省エネルギー機器や高効率設備機器の採用に努める等の省エネルギー対策や、高効率の温水ボイラーの導入によりエネルギー使用量の低減を図る等の環境保全のための措置を講じていく計画である。</p> <p>以上のことから、「地球温暖化対策の推進に関する法律」、「環境確保条例」、「東京都建築物環境配慮指針」等に定める事業者の責務等を果たすとする評価の指標に適合するものと考える。</p>

●東京都告示第十ー号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十ー号)第十一条

第二項の規定により、令和七年東京都告示第千百五号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年一月七日

東京都知事 小池百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(日野市日野白丁目地区)

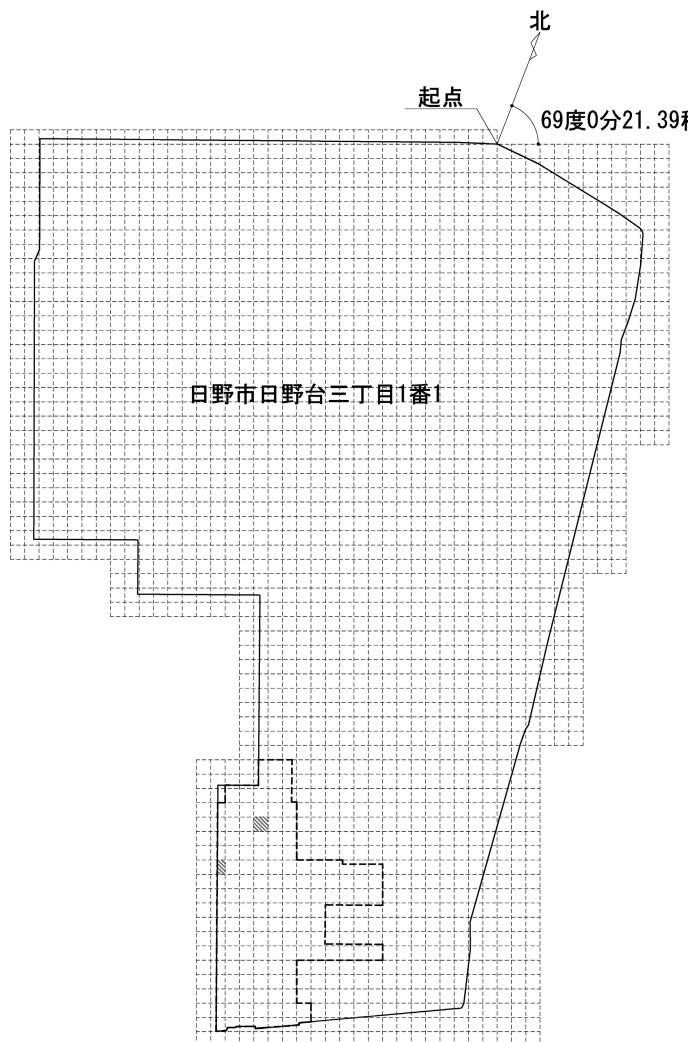
二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)以下「規則」といふ。)第三十二条第一項の基準

に適合しないなかつた特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物

三 規則第三十二条第一項の基準に適合してこなかつた特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



【凡例】

- 単位区画
- 敷地境界
- - - 調査対象地
- ▨ 指定を解除する区域

【起点】
起点は、日野市日野台三丁目1番1の最北端とする。

【格子の回転角度（69度0分21.39秒）】
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

軽油引取税に係る特約業者の指定について
地方税法（昭和二十五年法律第二百一十六号）第百四十四条の九第一項及び東京都都税条例（昭和二十五年東京都条例第五十六号）第百三条の六第一項の規定により、特約業者を次のとおり指定した。

令和八年一月七日

東京都知事 小池百合子	氏名又は 代表者の 主たる事務所又は
	氏名 事業所の所在地
	北日本工 渡邊 勇人 中央区日本橋蛎殻町一丁目二十八番
	ネルギー 株式会社 月一日

労働委員会規則に基づく公示による交付

労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）

第49条第1項及び第2項の規定により、下記のとおり公示による交付を行う。

なお、交付すべき書類は、東京都労働委員会事務局審査調整課に保管し、交付を受けるべき者にいつでも交付する。受領しないときは、令和8年1月21日の終了をもって書類の交付があつたものとみなされる。

令和8年1月7日

東京都労働委員会
会長 土藤丈士
記

公 告

1 事件名
都労委平成29年不第95号不当労働行為処理申立事件

(東邦エンタプライズ事件)

2 交付すべき書類

1 の事件に関する命令書(写)

3 交付を受けるべき者

(1) 申立時の所在地 港区西新橋一丁目7番5号
被申立人 東邦エンタプライズ株式会社

清算人 羽根田 泰人

(2) 申立時の所在地 世田谷区桜丘三丁目27番16号
被申立人 株式会社東京ベックス

代表取締役 羽根田 泰人

発行	東京都
電話	東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
(○)三(五)一一一(代)	都
郵便番号	163-8001
定価	本号
一箇月	六、六〇〇円
(郵送料を含む)	1110円
印刷所	勝美印刷株式会社
電話	東京都文京区白山一丁目十三番七号
(○)三(三)八一(代)	五一一〇一
郵便番号	113-0001



FSC® C006270